

---

**「全腎協ニューズレター」第16号**  
**事務局作成 (2010. 4. 21)**

---

## 臓器移植法改正に伴う臓器提供に関する意思表示欄について

すでにご存じのように臓器移植法が改正され7月17日から本格的に施行されます。ついてはそれと同時に「臓器提供意思表示欄」を健康保険証および運転免許証の裏面に設けことになっています。現在、その様式の見直しに関するパブコメの募集が行われています。全腎協では下記のように考え意見を提出する予定です。都道府県組織におかれましても、この機会にぜひ意見を提出していただくと患者の声が届けることができますのでご案内させていただきます。

なお、保険証の裏面に意思表示欄を設けることについては、すでに一部の自治体では行われていますが、今回の法改正により全国で実施することになり、それでどのように実施するかに関しパブコメの募集となりました。

(全腎協の考え方)

両者共通で「大いに賛成」である。

ただし、以下の部分は 問題があるので対策を講ずることを要望したい。

「平成22年7月17日からの施行後も 当分の間、旧式の保険証、運転免許証を交付等することができる」と案ではなっているが施行後も、更新時に、旧式の保険証、運転免許証が交付されるならば、新しい様式に切り替わるまでに時間がかかり、意思表示欄を設けたことにならない。そこで現行のものには「シールを貼る」などで対応することで意思表示欄を設けていただきたい。

(意見募集要項の見方)

① 「e-Gov」サイト (<http://www.e-gov.go.jp/>)

↓

② 「パブリックコメント」にある検索用テキストボックス (キーワードで絞り込む) に案件番号を入力する

- 保険証の裏面に設ける件：案件番号「495090335」(「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案」に対する意見募集について)は4月21日で終了
- 免許証の裏面に設ける件：案件番号「120100004」

(「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について)

5月1日まで募集中

なお、従来の意思表示カード（記入済みで所持されているもの等）は、そのまま有効ですので書き直したり持ち直したりする必要はありません。親族優先などで書き加えをされる場合は、空白部分にその旨を自筆で書き込むか新しい意思表示カードに記入の上所持されるところをおすすめします。

## オンラインHDFの取扱について

今年4月以降、これまで行われていたオンラインHDFを行わなくなった施設があり、会員の方から県組織事務局に問い合わせがあるようです。これは、オンラインHDFに使用する機械の製造が厚生労働省から認可されたことに伴い、オンラインHDFに関するルールを明確化にともなうものです。これまでオンラインHDFに関する取り扱いは明確でなかったのですが、今後はこの認可された機械（東レ、日機装、JMSの3社が製造するそれぞれ1機種のみ）を使用し、しかも各社の指導の下で厳格に使用する場合にかぎり認められます。したがって、そのルールに合致するのであればオンラインHDFを行うことは問題ないのですが、そうでないなら行うことができなくなりました。そのためそれぞれの施設においてはこれまで通りオンラインHDFを行っているところ、行わなくなったところと対応に違いが起きているようです。これまで受けていた治療に変更が生じた場合、施設から説明があると思いますが、不明な場合はさらに十分な説明をしてもらうようにされるといいのではないのでしょうか。なお、診療報酬上はHDF（オンラインとは表記されない）に分類されます。

## 診療内容が明確な領収書の発行について

今回の診療報酬改定で、基本的に「診療内容が明確な領収書」の発行をしなければならぬことになりました。ただし、いろいろと細かい決まりがあり、透析においては原則として自己負担のある方に月1回の発行となります。日本透析医会では自己負担のあるなしにかかわらず、この機会に自分の診療内容を把握したい方に対しては発行することを推奨しています。1回（ひと月）だけの発行も可能です。ただし、コンピュータを導入していない施設等では発行されませんので、どの施設でも発行されるとは限りません。